

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 証券取引法第 24 条の 2 第 1 項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成 19 年 9 月 21 日

**【事業年度】** 第 4 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

**【会社名】** 田村大興ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Tamura Taiko Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 吉 岡 正 紀

**【本店の所在の場所】** 東京都港区白金一丁目 17 番 3 号 N B F プラチナタワー

**【電話番号】** 東京(03)5791 5517

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 井 上 洋 一

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区白金一丁目 17 番 3 号 N B F プラチナタワー

**【電話番号】** 東京(03)5791 5517

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 井 上 洋 一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 19 年 6 月 28 日に提出いたしました第 4 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
  - 第 4 提出会社の状況
    - 6 コーポレート・ガバナンスの状況
  - 第 6 提出会社の株式事務の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第 4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（4） <省略>

（訂正後）

（1）～（4） <省略>

#### （5）取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### （6）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### （7）株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

### 第 6【提出会社の株式事務の概要】

（訂正前）

<表省略>

（訂正後）

<表省略>

（注）当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（2）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利